

委員会では

次の議案を審査しました

本会議で各常任委員会に付託された議案の審査結果について、定例会初日および最終日に行われた委員長報告から要旨を抜粋してお知らせします。

総務企画委員会

■太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

問 職員労働組合との協議状況を伺います。

答 職員労働組合側からは理解をいただいています。

審査結果 原案可決

■市長等の給与に関する条例の一部改正について

問 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市長等の給料が臨時特例的に減額されましたが、本条例改正における期末手当の支給に係る算定根拠を伺います。

答 臨時特例前の条例に規定されている給料の額を基に算出します。

審査結果 原案可決

■太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

審査結果 原案可決

■太田市委計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

審査結果 原案可決

市民文教委員会

■太田市体育施設条例の一部改正について

問 太田市尾島第2体育館の廃止に伴う利用者への影響について伺います。

答 太田市尾島第2体育館の解体時期を、太田市尾島体育館の完成後とすることで、利用者への影響が出ないよう考慮しています。

審査結果 原案可決

■太田市宝南センター条例の一部改正について

問 現在の屋内運動場の利用状況を伺います。

答 現在、屋内運動場を利用する団体は12団体あり、主に卓球に利用されています。

問 当該施設の使用中止に伴う代替施設整備への考え方を伺います。

答 太田市公共施設等総合管理計画における総量抑制の考え方に即し、廃止したいと考えます。また、安全・安心の観点からも、予算の措置ができ次第、解体したいと考えています。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市斎場)

問 選定方法を非公募にした理由とその妥当性について伺います。

答 当該施設は建設から40年近くが経過しており、今後予定されている大規模改修においては、火葬炉等を稼働させながら改修工事を実施する必要があるため、工事と運転管理との連携を円滑に行う必要があります。施設の老朽化に伴う不具合等の問題点や特性を熟知している管理者を指定することで、設備の修繕等の件数が増加するリスクが軽減され、コストの抑制につながることで、また、これまでの斎場運営においても問題がなく、引き続き安定した斎場運営の継続が期待できること等から非公募としました。

審査結果 原案可決



健康福祉委員会

■太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

審査結果 原案可決

■太田市民健康保険税条例の一部改正について

問 当該特別控除の適用時期を伺います。

答 租税特別措置法において規定する期間である令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡した一定の低未利用土地等に係る長期譲渡所得について、令和3年度分以降の国民健康保険税に適用されます。

審査結果 原案可決

■太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

問 当該助成に必要な予算について伺います。

答 現行の15歳までの医療費一部負担に係る市の助成額は約4億2,000万円です。16歳から18歳までの高校生世代の医療費一部負担に係る市の助成額は約1億5,000万円を見込んでいることから、総額は約5億7,000万円になると考えられます。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市福祉会館)

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター)

問 指定管理者制度が当該施設に導入された時期と、制度導入以前の運営形態について伺います。

答 指定管理者制度の導入は平成30年4月1日からです。制度導入以前は市の直営により運営されていましたが、平成29年度は事業の一部をNPO法人しゅんらんに委託していました。

問 現在の指定管理者が指定管理者候補者となっていることを踏まえ、施設の運営状況を伺います。

答 利用者アンケートの結果から良好な運営状況であることが推察されますが、利用定員に対し利用者数が少ない現状があり、法人に対し利用者数の増加を図るための工夫を依頼しています。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について

●太田市新田福祉総合センター

●太田市尾島健康福祉増進センター

問 新型コロナウイルスの影響による両施設の休館期間における管理運営委託料の減額が、労働者の責めに帰すべき事由のない賃金の減額につながったのではないかと危惧しますが、所見を伺います。

答 今後は同様の事案が発生した際に

都市産業委員会

■太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

問 市街地の拡散の抑制等を趣旨とした改正都市計画法と、本案における都市計画の定期見直しに伴う約201銘柄の市街化区域の編入との整合性について伺います。

答 都市計画マスタープランに基づき、利便性が高い市中心部への居住誘導、公共交通網の利用促進、産業拠点の拡充等、政策的課題へ対応するために必要な都市計画の変更です。懸念される無秩序かつ拡散的な開発を助長するものではなく、改正都市計画法との整合性は図られると考えます。

問 地区計画決定までの過程における住民からの意見反映について伺います。

答 地権者説明会をはじめ、公聴会およ

指定管理者と協議できるよう、基本協定書に規定することを検討していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について

●太田市毛里田小放課後児童クラブ

●太田市藪塚本町南放課後児童クラブ

●太田市藪塚本町南第2放課後児童クラブ

問 太田市毛里田小放課後児童クラブの指定管理者候補者の選定理由を伺います。

答 公募により2団体からの応募があり、太田市指定管理者候補者審査委員会において、これまでの運営実績および組織体制等が評価され、当該団体が選定されるに至ったと考えます。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市総合健康センター)

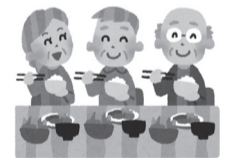
審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市養護老人ホーム)

問 現在の指定管理者が指定管理者候補者となっていることを踏まえ、施設にて実施された利用者アンケートにおいて、食事の満足度が低下している原因と今後の対応策を伺います。

答 人件費の削減と業務の効率化を図るために、食事の提供方法を施設内での調理から給食センターでの調理へ変更したことによる味の変化が原因と考えられます。現在も法人に対し、入所者の満足度向上につながる食事の提供等についてさまざまな要望を伝えていますが、今後も食事に係る課題点の改善を促していきたいと考えます。

審査結果 原案可決



び都市計画案の縦覧により意見聴取を実施し、都市計画審議会を経て決定となります。住民からは建築物の制限の規定、固定資産税に係る影響、学校周辺環境への配慮等の声が挙げられましたが、当該都市計画変更の趣旨に反しないものについては地区計画に取り入れるよう、きめ細やかな対応を行ってきました。

問 本改正により商業系土地利用へ変更となる丸山地区周辺の今後の計画を伺います。

答 利便性の向上による市街地の拡散が危惧されるため、改正都市計画法による無秩序な開発の抑制が求められます。今後、当該地区近隣の大規模指定既存集落区域を中心としてモデルエリアに指定し、地域コミュニティを維持していきたいと考えます。

審査結果 原案可決